



選挙運動 できること・できないこと

▶選挙運動期間

選挙運動のできる期間は立候補の受け付けが、済んだときから投票日の前日までです。

※ 立候補の届け出が済むまでは、選挙運動は一切できません

▶投票日当日の選挙運動

投票日当日は、次の例外を除き、選挙運動はすべてできません。

- 投票所を設けた場所の入口から半径以 300m 以上離れた区域に選挙事務所を置くこと、およびこの事務所を表示するための看板などを掲示しておくこと。
- 選挙管理委員会が設置したポスター掲示場に選挙運動期間中に掲示したポスターを掲示しておくこと

▶連呼行為

連呼行為は、次の場合を除き禁止されていません。

- 演説会場および街頭演説の場所で行う場合。
- 選挙運動用自動車の上で午前8時から午後8時までの間に行う場合（ただし学校、病院などの周辺では静穏を保つように努めなければなりません）。

▶言論による自由な選挙運動（選挙運動期間中に限る）

- 幕間演説
映画、演劇などの幕間、青年団、婦人会などの、集会、会社、工場の休憩時間にそこに集まっている方を対象に、候補者、選挙運動員または第三者が選挙運動のための演説をすることは自由に行えます。

※ 幕間演説が自由だからといっても、あらかじめ周知して聴衆を集めてもらい、そこに出向いて選挙運動のための演説をする場合は、個人演説会とみなされますので注意が必要です。

- 個々面接

デパート、電車、バスの中あるいは路上で偶然友人・知人などに会った時に、その機会を利用して投票を依頼することがありますが、この行為については禁止されていません。

- 電話による選挙運動・

電話を使って投票を依頼する行為（電話による選挙活動）は禁止されていません。

▶制限されている選挙運動

- 訪問の禁止

候補者や運動員に限らず、何人も有権者の家や企業等を、訪ねて投票を依頼することはできません。

- 署名運動の禁止

選挙に関し、投票をしてもらう目的または投票させない目的をもって選挙人に対し署名を求めることはできません。

- 飲食物の提供

選挙運動に関し、何人も酒その他の飲食物を提供することはできません

- 寄附の禁止

政治家（候補者も含む）は、選挙の有無にかかわらず、その選挙区内にある者に対し、寄附をすることはできません。

▶選挙運動費用の制限

選挙は多くの経費を要するといわれますが、これを規制しないと資金に恵まれた候補者だけが当選し、資金のない候補者は有能な人でも代表者に選ばれなくなります。法律では、選挙運動費用の最高額（上限）を定めています。この最高額は、選挙の種類や選挙人名簿登録者数などによって異なります。

▶選挙運動ができない人

選挙の公正な執行を確保するため、選挙事務関係者や特定の公務員などは、その職にある間、選挙運動をすることが禁止されています。